ハ　平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年又は平成二十四年である住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十八万円

ニ　平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額（その居住年が同年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）又はその居住年が平成二十四年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　四十万円

ホ　イからニまでに掲げる場合以外の場合　三十六万円

六　平成三十二年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年又は平成二十四年である住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十八万円

ハ　平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額（その居住年が同年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）又はその居住年が平成二十四年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ニ　イからハまでに掲げる場合以外の場合　三十六万円

七　平成三十三年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額が含まれる場合　四十八万円

ロ　平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　三十六万円

八　平成三十四年　三十六万円

3　法第十三条の二第一項に規定する居住者が同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合における同条第十七項及び第十八項の規定の適用については、前条第三項の規定にかかわらず、同法第四十一条第十七項中「、当該」とあるのは「当該」と、「場合」とあるのは「場合であつて、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたことその他の財務省令で定める事実を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第十八項中「並びに同項」とあるのは「、同項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項の財務省令で定める書類」とする。

4　法第十三条の二第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十六条の三第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「年月日」とあるのは「年月日並びにその者が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項に規定する居住者であること」と、同条第四項中「同条第十七項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条の二第三項の規定により読み替えられた法第四十一条第十七項」と、「の添付」とあるのは「及び同令第十五条の二第三項の規定により読み替えられた法第四十一条第十七項の財務省令で定める書類の添付」とする。

第十八条第一項第一号から第五号までの規定中「により滅失又は損壊をした」を「に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなった」に、「当該滅失又は損壊」を「その用に供することができなくなった時」に改め、同項第六号中「登録されているもの」の下に「、同条に規定する二輪の小型自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されているもの」を、「記録されているもの」の下に「、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車のうち同法第九十七条の三第一項の規定により車両番号の指定を受けているもの」を加え、「に掲げる小型特殊自動車」を「に規定する小型特殊自動車若しくは同条第一号に規定する原動機付自転車」に、「により滅失又は損壊をした」を「に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなった」に、「当該滅失又は損壊」を「その用に供することができなくなった時」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第十八条の二　法第十八条の二第一項に規定する政令で定める地域は、東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第一項の区域として同条第二項の規定により告示された区域とする。

2　法第十八条の二第一項に規定する政令で定める賃貸住宅は、共同住宅又は長屋に係る各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分をいう。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件（賃貸住宅が地方公共団体に対し貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあっては、第一号から第四号まで及び第六号に掲げる要件）の全てを満たすものの数が十以上である場合における当該各独立部分とする。

一　その各独立部分に係る共同住宅又は長屋が耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）に該当するものであること。

二　その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が三・三平方メートル当たり九十五万円（耐火建築物に該当するものについては、百万円）以下のものであること。

三　その床面積が百二十平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上のものであること。

四　専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであること。

五　その賃貸が公募の方法により行われるものであり、かつ、当該公募においてその賃貸が東日本大震災の被災者に対し優先して行われることが明らかにされているものであること。

六　その賃貸に係る家賃の額がその各独立部分に係る共同住宅又は長屋に係る償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補塡するための引当金並びに公租公課の合計額を基礎とする適正な家賃の計算方法として国土交通大臣が定める方法によって算定された額を超えないものであること。

3　法人が、その取得し、又は新築した賃貸住宅につき法第十八条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、当該賃貸住宅につき同項の規定の適用を受ける各事業年度の確定申告書等（中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　国土交通大臣は、第二項第六号の規定により計算方法を定めたときは、これを告示する。

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第十八条の三　法第十八条の五第一項の規定により租税特別措置法第五十二条の二の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第二十条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第七号において「震災特例法」という。）第十八条の二第一項の規定」と、同項第七号中「の規定」とあるのは「又は震災特例法第二十六条の二第一項の規定」とする。